

いじめ防止等対策の取り組みについて

	点検項目	令和5年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に実行されるよう意識啓発を行った。	教員会議にて周知した。 全教職員への理解促進のため、学内グループウェアでも日常的に閲覧できる体制を整備している。		
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	引き続き定期的に開催する。		
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	「3つのいじめ事例検証について」をテーマにオンデマンドにて実施した。		
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	教員会議にて周知した。		
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	同上		
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	同上		
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知するとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	教員会議にて周知するとともに、委員会での役割を定めている。		
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	運営会議、「学校いじめ対策委員会」で共有できるようになっている。		
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか	年度末の委員会にて検証し、次年度の計画に反映するようにしている。		
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	委員会では結果を検証した後に、教員会議にて周知している。		
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを含み役割を明確にし、教職員間で情報を共有している。		
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	10月に1年生を対象にスクールカウンセラーを講師として講演会を実施し（対面）し、10月～12月に2～5年生を対象にその動画を視聴する形で実施した。		
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	講演会の実施、その他必要に応じてその都度、担任を通じて指導を行っている。		
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	学生会によるいじめ防止ポスター募集企画を行った。		
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	学校のウェブページを用いて周知している。		
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	徹底している。		
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	外部の有識者が出席する運営協議会において、いじめ防止等基本計画や取組の内容を説明し、意見を伺った。		
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	近隣の警察署とは、日ごろから連携を密にしている。いじめに限らず、交通指導、薬物乱用防止等、情報モラルの講演等、定期的なイベントや指導を連携して行っている。また、互いの連絡窓口は一本化されている。		